

事務連絡
令和5年(2023年)5月29日

(一社)北海道水産土木協会会長 様
(一社)北海道森林土木建設業協会会長 様
北海道森林土木設計協会会長 様

北海道水産林務部総務課長

新型コロナウイルス感染症の感染症対応関連通知の廃止について

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置については、これまで別紙に示す各通知により対応してきたところですが、令和5年5月8日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行され、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されたことを踏まえ、別紙に示す各通知を廃止することとしたのでお知らせいたします。

記

1 廃止通知

別紙による

2 適用年月日

通知日より適用とする

ただし、既契約工事において別紙各通知により、感染対策を実施済み(賃料、備品の購入等)の場合は設計変更により請負代金額の変更を行うことができる。

3 本通知に係る対応

既契約工事において本通知日までに、感染対策を実施していない場合は、本通知日以降の感染対策を設計変更の対象としない旨、甲乙協議のうえ工事施工協議簿により取り交わすこと。

((管理係) 主査 (積算調査))

○積算に係る通知

- ①工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について【R02.05.14 水林務第 204 号】
- ②「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」の運用について【R03.01.08 水林務第 1136 号】

○対応等に係る通知

- ③新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び委託業務に係る検査、打合せ等の対応について【R02.03.03 水林務第 1608 号】
- ④「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び委託業務に係る検査、打合せ等の対応について」の補足事項について【R02.04.21 事務連絡】
- ⑤新型コロナウイルス感染症労働災害認定に係る請負工事成績評定取扱いについて【R02.10.23 事務連絡】
- ⑥工事及び委託業務における新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の報告について【R03.05.11 事務連絡】